

<これまでの実績>

原子力使用前事業者検査（溶接）支援

電力会社他：12社 延500件（設計審査のみの支援を含む契約件数）

原子力定期事業者検査支援

電力会社：4社 延50基

原子力使用前事業者検査（施設）支援

電力会社：1社 延2基

お客様のニーズに応じた自主保安活動支援

電力会社：6社 延22件、エンジニアリング会社他：3社 延5件

事業者検査関係者の技術向上支援（溶接）

○個別研修

電力会社：10社 延120回、溶接施工工場：7社 延30回

○合同講習会（火力のみ） 延40回

設置者、エンジニアリング会社他：135社が参加

※平成21年度～令和4年2月1日現在

発電技検が提供する
発電設備に係る自主保安活動支援業務

お問い合わせ先

検査業務室

TEL:03-5404-3876

E-Mail:kensa@japeic.or.jp

西日本支部

TEL: 06-7178-8525

E-Mail:nishireg@japeic.or.jp

広島分室

TEL: 082-506-1950

E-Mail:hiroshimabr@japeic.or.jp

福岡分室

TEL: 092-411-1071

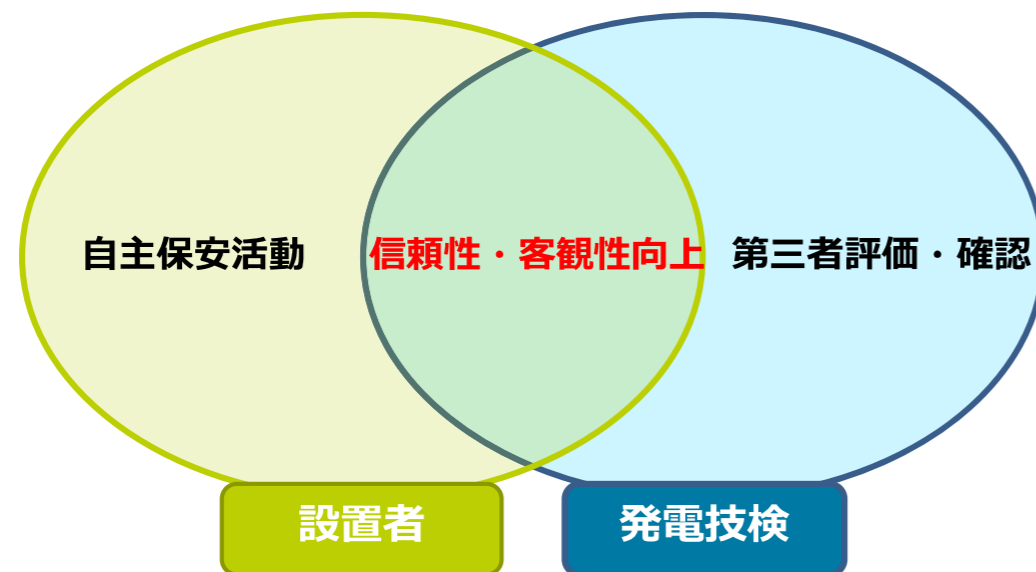
E-Mail:fukuokabr@japeic.or.jp



自主保安活動の支援業務

発電技検は、第三者検査機関として、法令や各種技術基準への適合性の確認、保安・検査業務への立会、設計図書の審査、試験の評価など、設置者やプラントメーカーが実施する様々な自主保安活動の支援業務をご提供します。

- ・第三者の目で、発電設備の品質と安全を保証します。
- ・長年にわたる発電設備の検査立会業務の経験と日々の教育・訓練に基づき、設置者の皆様にも安心していただける業務を提供します。
- ・お客様のニーズや条件に応じて、適確な業務を提供します。



発電技検は専門性の高い技術力を保有しています

- ▶ 発電技検は、1970年（昭和45年）の協会発足から2000年（平成12年）の溶接検査制度廃止までの間、電気事業法に基づく発電用電気工作物の溶接検査を実施してまいりました。これまでの溶接検査で培った経験と実績、専門的知識を活かし、設置者が行う原子力施設の使用前事業者検査（溶接）に係る保安活動を、検査体制の一部である協力事業者の立場で支援し、溶接設計審査、検査（立会及び記録確認による合否判定）等の専門性の高い業務を実施しています。
- ▶ 発電技検は、1980年（昭和55年）から2003年（平成15年）に国の検査制度が変更されるまでの間、原子力発電所定期検査立会業務を実施してまいりました。これまでの原子力発電所定期検査立会業務で培った経験と実績、専門的知識を活かし、設置者が行う原子力施設の定期事業者検査に係る保安活動を支援し、検査の立会等を実施しています。
- ▶ 発電技検は、職員に対し、日々の教育・訓練に積極的に取り組み、約60名の専門性の高い技術力を有する職員を有しています。

電力会社が行う原子力事業者検査の支援業務

定期検査支援

- ▶ 設置者が行う原子力施設の定期事業者検査に係る保安活動を支援し、設置者の体制下で、検査の立会等を実施します。
- ▶ 検査は、内部認定された経験豊富な原子力検査技師が実施します。
- ▶ 検査の判定基準に適合していることを確実に判定します。

溶接検査支援

- ▶ 設置者が行う原子力施設の使用前事業者検査（溶接）に係る保安活動を支援し、設置者の体制下で、溶接設計審査、検査の立会等を実施します。
- ▶ 溶接設計審査及び検査は、内部認定された経験豊富な溶接検査技師が実施します。
- ▶ 溶接部が法令で定める技術基準に適合していることを確実に判定します。



施設検査支援

- ▶ 設置者が行う原子力施設の使用前事業者検査（施設）に係る保安活動を支援し、設置者の体制下で、検査の立会等を実施します。
- ▶ 検査は、内部認定された経験豊富な検査技師が実施します。
- ▶ 検査の判定基準に適合していることを確実に判定します。

お客様のニーズに応じた自主保安活動支援

- ▶ お客様のニーズに合わせ、様々な自主保安活動を支援し、第三者の立場から妥当性の評価・確認等を行います。独立性を持った自主保安活動をより確実なものとし、客観性の向上に寄与します。
 - ・校正記録（例：定期点検計器）、ISI-UT等の第三者確認・評価業務
 - ・使用済燃料輸送容器(キャスク)など 溶接検査対象外品の溶接検査業務
 - ・使用前事業者検査（原子力）の品質保証体制の構築等に関する技術支援業務

事業者検査関係者の技術向上支援（溶接）

- ▶ 設置者、溶接施工工場、エンジニアリング会社などの溶接に係る事業者検査に関係される方々を対象に、関連法令及び技術基準、検査要領等について、講師派遣型の個別研修や合同講習会を開催し、事業者検査関係者の技術の向上を支援します。